

「甲南大学研究活動における利益相反マネジメント規程」

令和7年9月26日

理事会制定

（目的）

第1条 この規程は、研究インテグリティを確保しながら、研究活動を展開するため、本大学で実施される研究活動における利益相反（以下、「利益相反」という。）を適切に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（対象範囲）

第2条 専任教員のうち、次に掲げる形式基準及び実質基準に該当する者を利益相反マネジメントの対象とする。

（1）形式基準

- ア 兼業活動を行っている場合
- イ 本学園以外の団体等から報酬、株式等、何らかの経済的利益を得ている場合
- ウ 本学園以外の団体等に自らの発明等を移転又は使用許諾している場合
- エ 本学園以外の団体等から寄附金、設備・備品等の供与を受けている場合
- オ その他、本学園以外の団体等から何らかの便益を供与されている場合

（2）実質基準

次に掲げる例示に該当するなど、利益相反に基づき、客観的かつ合理的に判断して本学園に不利益をもたらすおそれがある場合

- ア 本学園における職務及び責務より個人的利益を優先している場合
- イ 本大学における教育及び研究において支障が生じるおそれがある場合
- ウ 本学園における財務的損失又は不必要な財務負担が生じるおそれがある場合
- エ 本学園の社会的信用若しくは評価を傷つけ、又は低下させるおそれがある場合

（専任教員の責務）

第3条 専任教員は、本大学の利益相反マネジメントに誠実に協力しなければならない。

2 専任教員は、年1回、研究活動自己申告書（以下、「自己申告書」という。）をフロンティア研究推進機構に提出しなければならない。

（専門委員会）

第4条 利益相反を審査し、適切な管理措置について検討するために、「甲南大学研究インテグリティの確保に関する規程」に規定する研究インテグリティ・マネジメント委員会に研究活動における利益相反専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

（専門委員会の任務）

第5条 専門委員会は、専任教員から提出された自己申告書等について、第2条の実質基準に該当するか否かを審査する。

2 専門委員会は、前項の審査の結果、第2条の実質基準に該当していると判断した場合は、その判断理由と適切な対処策について、研究インテグリティ・マネジメント委員会に上申

する。

(専門委員会の構成)

第6条 専門委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長が指名する副学長 1名
- (2) フロンティア研究推進機構長
- (3) 各研究科長
- (4) フロンティア研究推進機構事務室の長

(専門委員会の委員長)

第7条 専門委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(守秘義務)

第8条 専門委員会の委員は、職務上得た秘密を、その任期中及び任期満了後において他に漏らしてはならない。

(事務)

第9条 この規程に関する事務は、フロンティア研究推進機構事務室において行う。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

1 この規程は、令和7年9月26日から施行する。

2 この規程の制定に伴い、「甲南大学厚生労働科学研究利益相反マネジメント規程」(平成28年2月25日学長決定)は廃止する。